

## 各関係部会で検討を要する地域課題一覧

資料2-(1)

- 下記地域課題については、地域包括支援センターが実施する個別地域ケア会議から抽出されたもの。  
 ○第2回推進会議以降、No5～追加。  
 ○各部会で検討するにあたっては、課題の背景に視点をおき、解決に向けた検討・協議を進めるものとする。

番号	提供機関	分野	抽出された地域課題	課題の背景	対応状況
1	鹿島包括	認知症・見守り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症の方の見守り支援体制の充実</li> <li>・市民の認知症の正しい理解</li> <li>・認知症の早期の発見</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症の方は、悪気がなく無意識に万引きなどの犯罪を犯しているが、周囲には理解されず誤解を生んでいる。</li> <li>・未然の防止策や、小売店や警察の理解、協力に向けて検討が必要。</li> </ul>	検討中
2	小高包括	見守り・支え合い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小高区へ帰還した方を見守り実施機関での情報共有</li> <li>・帰還した住民同士での支え合いや交流の場づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各機関が見守りを実施しているが、その情報共有が不十分のため非効率</li> <li>・これまで、支え合っていた近所の人たちがあまり帰還していない。</li> </ul>	生活支援部会で当面の取組を決定（別紙）
3	原町西包括	全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳未満の方に対応する市体制の確立</li> <li>・ワンストップで相談できる窓口の明確化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳未満の方への対応について、関与する課が複数またがる場合等、市内部で主となる部署が不明確であり、迅速に対応できていない。</li> </ul>	生活支援部会で当面の取組を決定（別紙）
4	鹿島包括	見守り・生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見守り支援及び各機関の連携体制の強化</li> <li>・生きがいにつながる多様な生活支援の活用や、地域資源の開発・ネットワーク化の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人が外部の支援を拒否する場合は、特に関係機関の連携が必要ではないか</li> <li>・緊急通報システム利用の要件である協力員の確保ができない</li> </ul>	生活支援部会で当面の取組を決定（別紙）
5	原町西包括	見守り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関わりが否定的な方に対する地域の見守り体制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣住民の心配をよそに他人の関わりに拒否的な場合、見守り体制はどうあるべきか。</li> </ul>	

番号	提供機関	分野	抽出された地域課題	課題の背景	対応状況
6	鹿島包括	生活支援 ・医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿島区内での外出支援の充実</li> <li>・身寄りない方への支援の充実（資源開発）</li> <li>・有効的な薬の管理（薬の重要性の理解）</li> <li>・入院時に備えることの普及啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿島区は介護タクシーがないので、巡回バスなどが必要ではないか（店内を一緒に見て回る買い物支援含む）</li> <li>・相双圏域退院調整ルール策定に伴い、入院時に必要な保険証等の準備についての高齢者への普及啓発が必要</li> </ul>	
7	原町東包括	権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身寄りのない方の金銭管理や身元保証人などの問題に対する総合的、迅速な対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身寄りのない方の金銭管理、身元保証人などの問題対応に、関係者が苦慮している</li> <li>・身元保証人の必要ない施設を探すのも時間を要す。</li> </ul>	
8	原町東包括	権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身寄りなしの困難ケースに対しての行政の協力体制の充実（行政の後ろ盾）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療依存度が高く、身元保証人がいないケースなど、ケアマネジャーの受け手が中々見つからない</li> <li>・事業者は、要介護認定者を、正当な理由なしで拒否はできないため、保険者として指導、周知が必要ではないか。</li> <li>・市で成年後見人申請の支援はできるが、選任後の報酬支援はない。</li> </ul>	
9	原町東包括	認知症	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症のサービス利用や受診につながる包括、行政、関係機関の連携</li> <li>・市外、県外の医療機関への入院以外で、地元での治療や対応の在り方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症の症状があり、本人の意向確認が難しく、受診やサービス利用につながらない</li> <li>・専門の早期治療（入院）が必要であるが、地元では難しいため、市外の認知症等の治療ができる医療機関を検討する。</li> </ul>	
10	原町西包括	見守り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族関係が希薄である独居、高齢者世帯における地域の見守り体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者世帯で、病院受診や社会的交流を拒否しているケース</li> <li>・本人は認知症で、夫は意思疎通は可能だが病弱</li> <li>・民生委員として、訪問しても本人の訴えがなく対応に苦慮</li> </ul>	

## 第 2 回推進会議で報告した地域課題への対応策について

## 地域課題一覧 No 2

## 【課題】

- ・小高区へ帰還した方の生活状況にかかる各関係機関での情報共有
- ・関係機関での訪問だけではなく、帰還した住民同士での支え合いや交流の場づくり

## 【対応】

## 1 各関係機関での情報共有について

## (1) 20km圏内の帰還者への見守り状況

- ① 市小高区市民福祉課：単身高齢者 80 世帯ほどを週 1 回程度、女性パトロール員により訪問（気になる方は重点的に訪問）
- ② 市健康づくり課：準備宿泊者から継続した要援護者や情報のあった方等を訪問
- ③ 生活支援相談室（社協）：[原町]月 1 回のペースで訪問、[小高]実態把握調査（訪問）
- ④ 小高地域包括支援センター：要支援認定でサービス利用者、市の独自サービス利用者を訪問、関係機関からの依頼により随時訪問



①～④の機関が一同に会して情報共有する場が必要ということ



既存の会議体はないの？

市の被災者健康支援連絡会

- ・仮設住宅、借上住宅、災害公営住宅、新住宅、20km圏内別に、巡回訪問や安否確認を行う団体が集まり、情報共有や各種検討を行う会議
- ・参加団体：生活支援相談室(社協)、小高地域包括支援センター、原町東地域包括支援センター、こころのケアセンターなごみ、[行政]建築住宅課、鹿島区産業建設課、鹿島区及び小高区市民福祉課、社会福祉課、健康づくり課、長寿福祉課



## (2) 情報共有の場の創出

- ① 全体的な情報共有を必要とするケースは、本支援連絡会を活用

個別的なケース、いわゆる問題のある高齢者について、各機関が持っている情報を共有し合い、効果的な見守り体制を検討していくことが大切



- ② 本支援連絡会の終了後に、20km圏内の見守りを行う団体による、問題のある高齢者の情報交換会を開催
- ③ 地域包括支援センター定例会(区会として)に、生活支援相談室(社協)、市健康づくり課も参集し開催

## 2 帰還した住民同士での支え合いや交流の場づくり

### (1) 現在の市の取組

コミュニティ再生を目的とする取組に対する補助制度を創設し支援

#### ① 地域の絆づくり支援事業補助金

本補助金を活用し、行政区等で花植え活動やスポーツ大会、交流会が開催されている。(避難者も含む)

#### ② 帰還者生活再建支援事業

本補助金を活用し、行政区等を中心に居場所づくりが行われており帰還者の集う場所となっている。

### (2) 今後の対応（高齢者）

生活支援体制整備事業の協議体や生活支援コーディネーターの活用



老人クラブや行政区等に対して、助け合いやサロンの取組について普及啓蒙を図るとともに、立ち上げや活動の支援を行っていく

## 地域課題一覧 No 3

### 【課題】

- ・ 65歳未満の方に対応する市体制の確立
- ・ ワンストップで相談できる窓口の明確化

### 【対応】（済み）

- 1 市内部の問題であるため、市関係課による協議  
⇒ 社会福祉係で窓口となり、必要に応じて関係部署に引き継ぐものとする。
- 2 生活困窮者へ窓口対応  
⇒ 生活保護の申請まで必要ない方の対応についても、生活保護係が対応していくことを再確認（生活困窮者自立支援事業（ハートフルサポート））  
（本業務は、社会福祉士等の有資格者による相談支援の実施、関係機関や民生児童委員等との連携・協力依頼もあることから、その実態に精通している社会福祉協議会へ委託）

## 地域課題一覧 No 4

### 【課題】

- ・見守り支援及び各関係機関の連携体制の強化
- ・生きがいにつながる、多様な生活支援の活用や地域資源の開発・ネットワーク化

### 【対応】

#### 1 見守り支援体制の強化、行政・各関係機関連携の強化について

##### (1) 現在の取組

- ① 民生委員等の訪問調査
- ② 緊急通報システム事業
  - ・H27年度から対象者の年齢要件を緩和し65歳以上であれば無条件で貸与（H26年度は75歳以上）
  - ・H28年度から人感センサーをオプションとして導入  
（高齢者が病気やケガで動けずに、自分で緊急ボタンを押せないとき、つまり人の動きをセンサーが一定時間感知しなかった場合に、センサーが異常を感知して自動的に通報。）
- ③ 配食サービス事業
  - ・低栄養状態の予防、健康及び自立支援の支援を図る以外に、見守りも目的としている。（配達業者に安否確認も依頼）
- ④ 安心見守りネットワーク事業
  - ・郵便、新聞、電気や水道の検針、宅配等事業所と警察署、市の3者で協定を締結。高齢者宅や独居世帯宅で異変を感じたら、市または警察署等へ連絡し、速やかに安否確認、事故防止等の対応を行う。
  - ・H28年2月に金融機関10事業所と協定締結し計23事業所となる。

##### (2) 今後の取組

- ① 見守りを特に必要とする要援護（問題のある）高齢者について  
⇒ 福祉関係以外の団体や地域住民を加えた個別地域ケア会議（ケース会議）の開催により、ネットワークを広げていく
- ② 市民のインフォーマル活動の推進  
⇒ 地域における支え合い活動を促進させるため、生活支援体制整備事業の協議体を活用した、地区団体、住民への普及啓発、支援

※上記(1)②に示す緊急通報システム事業においては、緊急時に駆け付ける協力員（地区民生委員以外に近隣の親族や友人等原則3名）の設定を必要とするが、1人もみつからないというケースもある。



その場合、地区民生委員等に、近所でご協力していただける方の紹介を依頼するなどもしているが、今後は老人クラブ等、地区福祉委員会等、地区組織にも紹介の依頼を広げていきたい。（しくみづくりの検討）

## 2 生きがいにつながる、多様な生活支援の活用や地域資源の開発・ネットワーク化

### (1) 現在の取組

- ① 老人クラブやシルバー人材センター活動への支援  
⇒ 高齢者の主体的な活動支援や就労機会の充実を図っている。
- ② 敬老祝金等支給や金婚祝賀会開催  
⇒ 高齢者と地域のつながりを育む

### (2) 今後の取組

- ① ボランティアポイント制度の創設  
元気高齢者のボランティア活動に対してポイントを付与し、蓄積したポイントに応じて換金を行う。  
⇒ 社会参加により生きがい、介護予防につながる
- ② 生活支援体制整備の協議体、生活支援コーディネーター活用により、地区老人クラブ、地区住民への働きかけを行っていく